ジオツアー予約システム導入

とかち鹿追ジオパークホームページ制作事業公募型プロポーザル

要 領

鹿追町役場

1 はじめに

とかち鹿追ジオパークは、平成25年に日本ジオパークとして認定、平成29年 には再認定を受けた。令和3年には2回目の再認定の審査が予定されている。

この募集要領は、とかち鹿追ジオパークの魅力を広く効果的に伝えるため制作するジオツアー予約システム導入とかち鹿追ジオパークホームページ制作事業(以下、「本事業」という)を外部委託することし、デザイン等の企画制作を募るプロポーザルについての要領である。

なお、このプロポーザルにより決定した業者と業務委託契約を締結後、ホームページ制作に関する条件(内容、価格)が整った場合には、令和3年度当該事業者と別途ホームページ保守管理委託契約を締結する予定です。

2 事業実施に関する事項

(1) 事業の目的

とかち鹿追ジオパークでは、平成25年に制作したホームページで情報発信を行っている。しかし、当時よりも発信するべき情報が増え、インターネットの利用形態の変化からも情報発信強化の重要性は高まっている。また、今年度、新規事業として、認定ガイドによるジオツアー実施についての告知や受け入れ体制等の環境整備づくりが必要になってきている。

上記のことから、効率的に情報発信を行う環境整備、多言語対応、利用者の利便性向上を高め、新たな取り組みへ向けて予約システム導入、告知によりビジターセンターやジオサイトへの誘引へ繋げる。また「とかち鹿追ジオパーク」やテーマである「火山と凍れ(しばれ)が育む命の物語」について誰もが理解することができ、興味を持つきっかけとなり、実際に現地に行ってみたいと思わせる情報提供ができるホームページ制作を目的とする。

(2) 事業スケジュール

事業のスケジュールは次のとおりとする。

No.	項目	期間
1	優先交渉権者の選定の公表	令和2年度10月上旬
2	ホームページ制作事業契約の締結	令和2年度10月上旬
3	企画制作等業務委託期間	契約締結日から令和3年度3月31日
4	令和3年度ホームページ保守管理	令和3年度4月上旬(予定)
	委託契約の締結	

3 業務実施に関する事項

(1)業務の名称

ジオツアー予約システム導入とかち鹿追ジオパークホームページ制作事業(以下、「本業務」という)

(2)業務の目的

本事業の目的を達成するためのデザイン等の企画制作を行うことを本事業の目的とする。

(3)業務の内容

ジオツアー予約システム導入とかち鹿追ジオパークのホームページ企画 制作

(4)履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日(水)

(5)履行場所

北海道河東郡鹿追町内

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式により選定された優先交渉権者との随意契約

(7)提案上限

委託業務の費用合計は、下記の金額を上回らないものとする。

1,600千円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※初年度の運用費・保守を含む

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できるのは、次の各号に掲げる要件を全て満たしている 者とする。

- (1) 北海道に本社(本店)もしくは支社(支店)、営業所等を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第 2項のいずれにも該当しない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (4) 民事更生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5)この公告の日から入札の日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 直近1年間の法人税、法人住民税、地方法人税、消費税の滞納がない者であること。
- (7)役員等(個人の場合は当該個人をいい、法人の場合は当該法人の役員又はその本社(本店)、支社(支店)もしくは営業所等の代表者をいう)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
 - (8) ホームページ制作の実績を有すること。

5 参加に係る必要書類の提出

「4 参加資格要件」を満たし本手続きに参加する場合は、次の必要書類を期限 までに提出すること。

(1)提出書類

名称	様式及び添付書類等
	第1号様式(その1、その2)
①参加申込書	・代表者印を押印のこと。
	・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の原本を添
	付すること
	・直近1年間の法人税、法人住民税、地方法人税、消
	費税に未納がないことの証明書(発効後3カ月以
	内)の原本を添付すること。
②実績書	第2号様式
	・ホームページ制作業務(構成、コンテンツ、セキュリ
	ティ対策など)受託実績(5件以内)
③実施体制調書	第3号様式
	・契約締結後における本事業の実施体制(担当者等の氏
	名、経験及び担当する業務) について記述すること。

(2) 提出部数 正本1部

(3)提出方法 下記へ持参又は郵送にて提出すること。

〒081-0346 北海道河東郡鹿追町瓜幕西29線28番地2 鹿追町役場ジオパーク推進室 ジオパークビジターセンター なお、持参の場合は休館日(火曜日)を除く午前8時30分~ 午後5時15分まで。郵送の場合は、電話にて書類到着の確認をすること

(4)提出期限

令和2年8月26日(水)午後5時15分まで(郵送の場合は必着)。

6 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1)提出方法 質問書(第5号様式)により電子メールで提出。なお、必ず電話で着信確認をすること。

電子メールアドレス geoperk@town.shikaoi.lg.jp

- (2) 受付期間 公募開始日から令和2年8月14日(金)午後5時15分まで
- (3)回答方法 令和2年8月19日(水)までに鹿追町役場ホームページ掲載する。なお、質問のあった事業者名については非公表。

鹿追町役場ホームページ URLhttps://www.town.shikaoi.lg.jp/

(4) 留意事項 本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

7 企画提案書の提出

企画提案書の提出は次の通りとする。

(1)提出書類

名称	様式及び注意事項等
	任意様式
	・用紙は A4 判、縦長横書き、文字サイズ 11 ポイント以上と
①企画提案書	すること。
	・表紙を除いて 20 ページ以内で両面印刷とする。
	・提案書記記載項目等一覧(別紙1)」の注意事項を確認して、
	項目順に記載することとし、提案趣旨やアピールしたいポ
	イントなどを簡潔に解りやすく記述すること。
	・ホームページのトップページと、とかち鹿追ジオパークの概
	要のイメージデザインラフを A3 で用意すること
	その際に使用する写真はダミー可とします。
	任意様式
②工程表	・A3 又は A4 判 1 枚に全体スケジュール及び本町と事業者の
	役割分担等を明記すること。
	第4号様式
③提案価格書	・提案価格は税抜きで表示し、積算根拠が分かる資料を添付す
	ること。(令和2年度)

任意様式

④見積書

・令和2年度ホームページ制作の見積もりを税抜きで表示し、 令和3年度4月より締結予定のホームページ保守管理の見積 もりを税抜きで表示し、積算根拠が分かる資料を添付するこ と。

- (2) 提出部数 正本1部 副本10部(③と④は正本1部)
- (3)提出方法 下記へ持参又は郵送にて提出すること。

〒081-0346 北海道河東郡鹿追町瓜幕西29線28番地2

鹿追町役場ジオパーク推進室 ジオパークビジターセンター

なお、持参の場合は休館日(火曜日)を除く午前8時30分~

午後5時15分まで。郵送の場合は、電話にて書類到着の確認をすること

(4)提出期限

令和2年9月24日(木)午後5時15分まで(郵送の場合は必着)。

8 選考方法

(1)優先交渉権者の選考

本業務の優先交渉権者の選考にあたっては、「提案書記載項目等一覧(別紙1)」に基づき提案された内容について「ジオツアー予約システム導入とかち鹿追ジオパークホームページ制作事業選考委員会」(以下、「委員会」という)において審査し、各選考委員の技術点・価格点等を合計した総合得点で、最も高い物を優先交渉権者として選考する。

合計得点が同点である場合は、選考委員の多数決により得票が多い者を最優 先交渉権者とする。

また、次点については次点交渉権者として併せて選考する。

(2)審查

審査は非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。 なお、プレゼンテーション審査は次のとおり実施する。

- ①日時・会場 令和2年度10月1日(木)(詳細は別途通知します。)
- ②出席者 3名以内

③実施方法

・プレゼンテーション及びヒアリング(概ね 20 分以内)

プロジェクター及びスクリーンは、本町で準備する。パソコン等の機器は持参すること。(インターネットへの接続が必要な場合は事業者にてインターネット環境を用意すること) プレゼンテーションは、提出した企画提案書及び聞かう内容がビジュアルで確認できるサンプルデータ等の資料を用い表記順に行うこと。

・質疑応答(概ね10分程度)

④その他

- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションの内容は、町で録音できることとし本業務のみで使用するものとする。

(3)審査結果

審査を受けた各業者に対し、プレゼンテーション3日以内に文書及び電子 メールにて審査結果を通知する。また、審査結果(優先交渉権者及び次点交 渉権者についてはその名称まで)を本町のホームページに掲載する。なお、 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4)優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本町と仕様並びに価格等協議の上、決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行うこととなる。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が 審査基準を満たすと認められる場合は、その業者を交渉権者として選考し上 記協議行うものとする。

なお、協議における議事録は交渉権者において作成することとし、これに 伴う費用は交渉権者の負担とする。

9 業務委託契約に関する事項

(1)本町は、審査により選定した採用者を本業務委託契約に係る随意契約の相 手先として採用するとともに、業務の詳細内容の協議を行うものとする。た だし、次のいずれかに該当し、採用者と業務委託契約を締結できない場合に は、次点者を随意契約の相手先とする。

ア 採用者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき。

- イ 採用者が、本町から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ウ その他の理由により採用者と業務委託契約の締結が不可能となったとき。
- (2)委託契約金額

委託契約金額は、本業務に係る予算の範囲内とする。

(3)2年目以降の契約について

本事業は、制作事業終了後に保守管理委託事業に関する条件(内容、価格)が整った場合には、令和3年度に当該受託事業者と別途ホームページ保守管理委託契約を締結する。

(4)業務委託契約の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、採用者が提出した企画提案書等に記載された内容を尊重し当町と協議のうえ定める。

(5)無効による契約の解除

本業務委託の契約後に企画提案書等が本要領14の(5)に該当していた ことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

10 支払方法

成果品の検定を経て委託料を受託業者に支払うものとする。

11 参加業者の失格

参加者が次の事項に該当する場合は失格とする

- (1)「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (3)提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反す る行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (5)委員会の委員または担当職員に対して、直接または間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (6) 参加業者が契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (7) プレゼンテーションに正当な理由なしに参加しなかった場合

12 プロポーザルの中止

やむをえない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと本町が 判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の 経費は本町に請求できない。

13 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加に係る必要書類の提出期限までに参加辞 退届(第6号様式)を提出すること。

14 その他

(1) スケジュール

項目	期間	
①プロポーザル公募開始	令和2年8月6日(水)	
②質問受付期間	公募開始~令和2年8月14日(金)	
③質問と回答の公表	令和2年8月19日(水)	
④参加申込期限	令和2年8月26日(水)	
参加内係る必要書類の提出期限	节相2年8月20日(水)	
⑤参加資格審査結果の通知	令和2年9月2日(水)	
⑥企画提案書の提出期限	令和2年9月24日(水)	
⑦プレゼンテーション審査	令和2年10月1日(木)	
⑧審査結果の通知	審査後3日以内	
⑨令和2年度契約の締結	令和2年10月上旬	
⑩令和2年度ホームページ制作業務	契約締結日~令和3年3月31日(水)	
委託期間		
⑪令和3年度ホームページ保守管理	令和3年4月1日~令和4年3月31日	
委託期間		

(2) 本プロポーザルに係る費用負担

企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、その一切を参加者の負担と する。

(3) 書類提出に当たっての留意事項

- ア 提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達 及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じた場合、当町はこの責を負 わない。
- イ 提出された企画提案書等は、提出期限までは自由に変更できるものと する。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち 帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ウ 提出期限を過ぎた後は、企画提案書等の訂正及び改変はできないものとする。
- エ 理由を問わず、企画提案書等の提出期限の延長は行わない。

(4)使用言語及び通貨について

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(5) 無効となる企画提案書等

提出された企画提案書等が次のいずれかにがいとうする場合は、これを無効とする。

- ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領の定めに適合しないもの
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

(6) 措置事項

参加申込書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載したときには、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行う場合がある。

- (7)提出書類等の取扱い無効となる企画提案書等
 - ア 提出書類の返却はしない。
 - イ 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理の範囲内において、提出書類の複製、記録等を行う。
 - ウ 採用者が提出した企画提案書については、本プロポーザルにおける審 査、評価及び選定結果についての説明責任を果たす趣旨から、その内容 を必要に応じて公開できるものとする。
 - エ 提出委書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果 生じた事象に係る責任は、すべての参加事業者が負うものとする。

15 連絡先

鹿追町役場ジオパーク推進室

 $\mp 081 - 0341$

北海道河東郡鹿追町瓜幕西29線28番地2

TEL 0.156-67-2089 (ジオパークビジターセンター)

FAX 0.156 - 6.7 - 2.099 (ジオパークビジターセンター)

電子メールアドレス geopark@town.shikaoi.lg.jp